

堺市公報 第155号	令和3年1月29日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

○町の区域の変更及び新設について

【市民人権局市民生活部戸籍住民課】・・・・・・・・・・・・・・ 2

○住居表示に関する法律第3条第3項に基づく告示

【市民人権局市民生活部戸籍住民課】・・・・・・・・・・・・・・ 5

○土壤汚染対策法第11条に基づく形質変更時要届出区域の指定一部解除について

【環境局環境保全部環境対策課】・・・・・・・・・・・・・・ 7

○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請について

【環境局環境保全部環境対策課】・・・・・・・・・・・・・・ 9

○路上喫煙等禁止区域における喫煙所の指定について

【環境局環境事業部環境業務課】・・・・・・・・・・・・・・ 15

○入札占用計画の変更について

【建設局土木部路政課】・・・・・・・・・・・・・・ 17

○堺市西区役所市民課窓口業務等に係る総務手数料（戸籍・住民基本台帳等手数料
及び納税証明等発行手数料）徴収事務委託について

【西区役所市民課】・・・・・・・・・・・・・・ 17

<公告>

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
る調達契約に係る落札者等について

【建築都市局交通部公共交通課】・・・・・・・・・・・・・・ 18

○建築基準法第86条の2第6項の規定に基づく公告

【建築都市局開発調整部建築安全課】・・・・・・・・・・・・・・ 19

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】・・・・・・・・・・・・・・ 20

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】・・・・・・・・・・・・・・ 20

<上下水道局管理規程>

○堺市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程

【上下水道局サービス推進部事業サポート課】・・・・・・・・・・ 21

＜農業委員会告示＞

○農業委員会総会の招集について

【農業委員会事務局】・・・・・・・・・・ 21

告 示

堺市告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の町の区域を次のとおり変更し、新設するので、同条第2項の規定により、告示する。

令和3年1月29日

堺市長 永 藤 英 機

1 変更の内容

- (1) 南島町一丁、南島町二丁、南島町三丁、南島町四丁及び南島町五丁の区域をそれぞれ別図1の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- (2) (1)において除いた区域をもって南島町^{みなみしまちょう}六丁を別図2に示すとおり新設する。

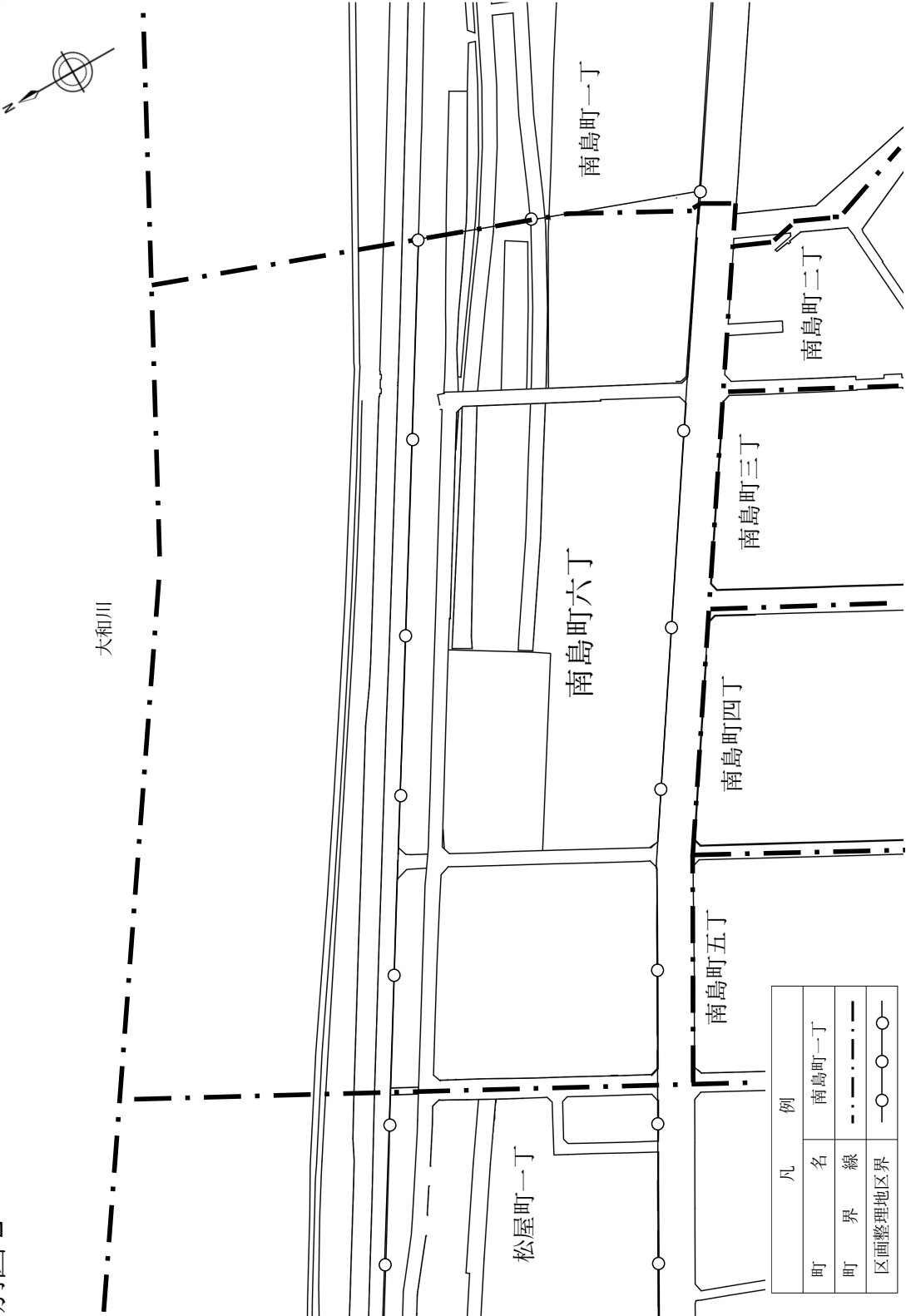
2 施行期日

この処分は、令和3年3月29日から効力を生ずるものとする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定に基づき、南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業の施行地区においては、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号に規定する街区方式により住居を表示する場合を除き、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日とする。

別図1



別図2



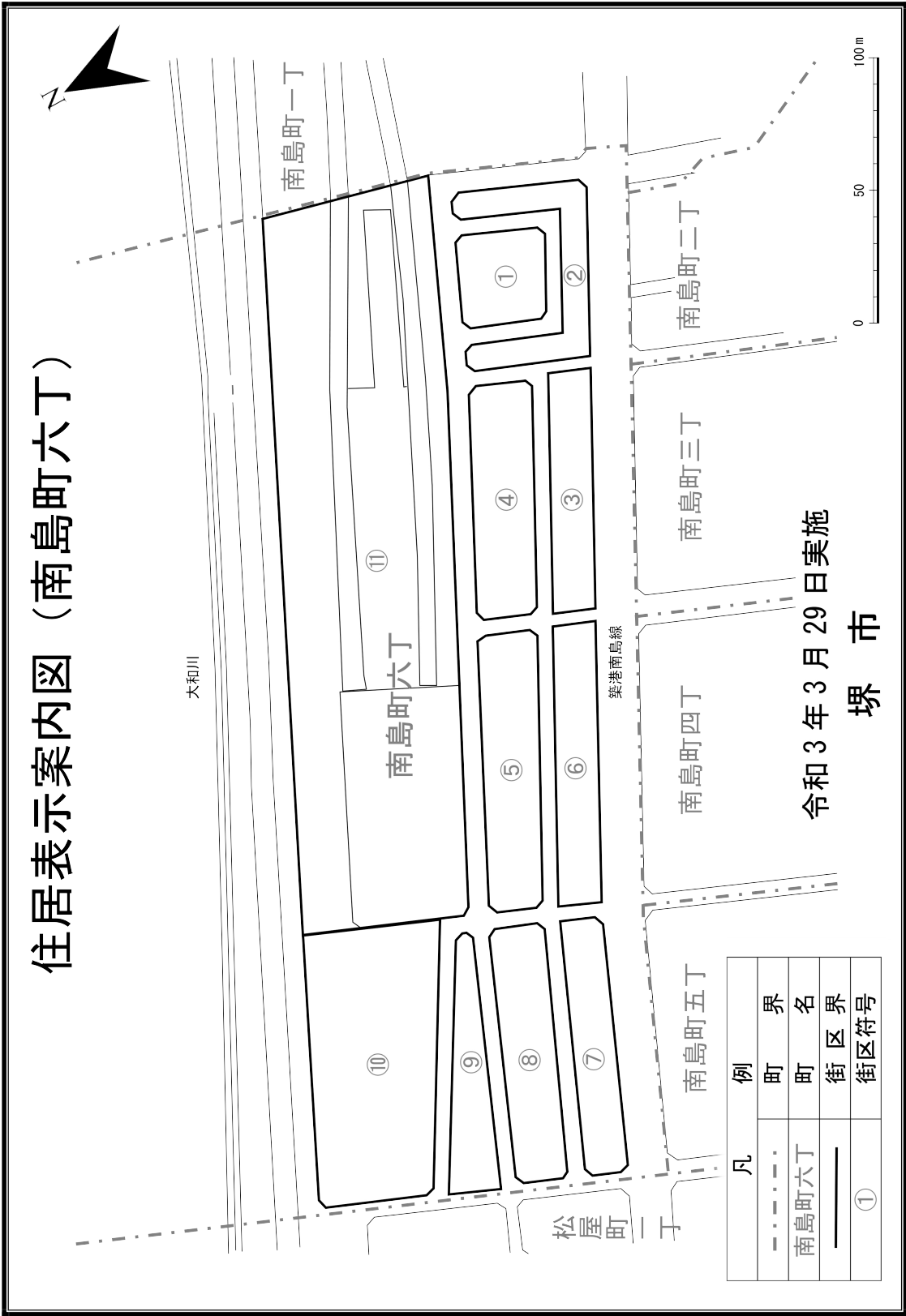
堺市告示第35号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり住居表示を実施するので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年1月29日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 住居表示を実施する区域
南島町六丁
- 2 住居表示の実施期日
令和3年3月29日
- 3 住居表示の方法
街区方式
- 4 街区符号
別紙「住居表示案内図」のとお



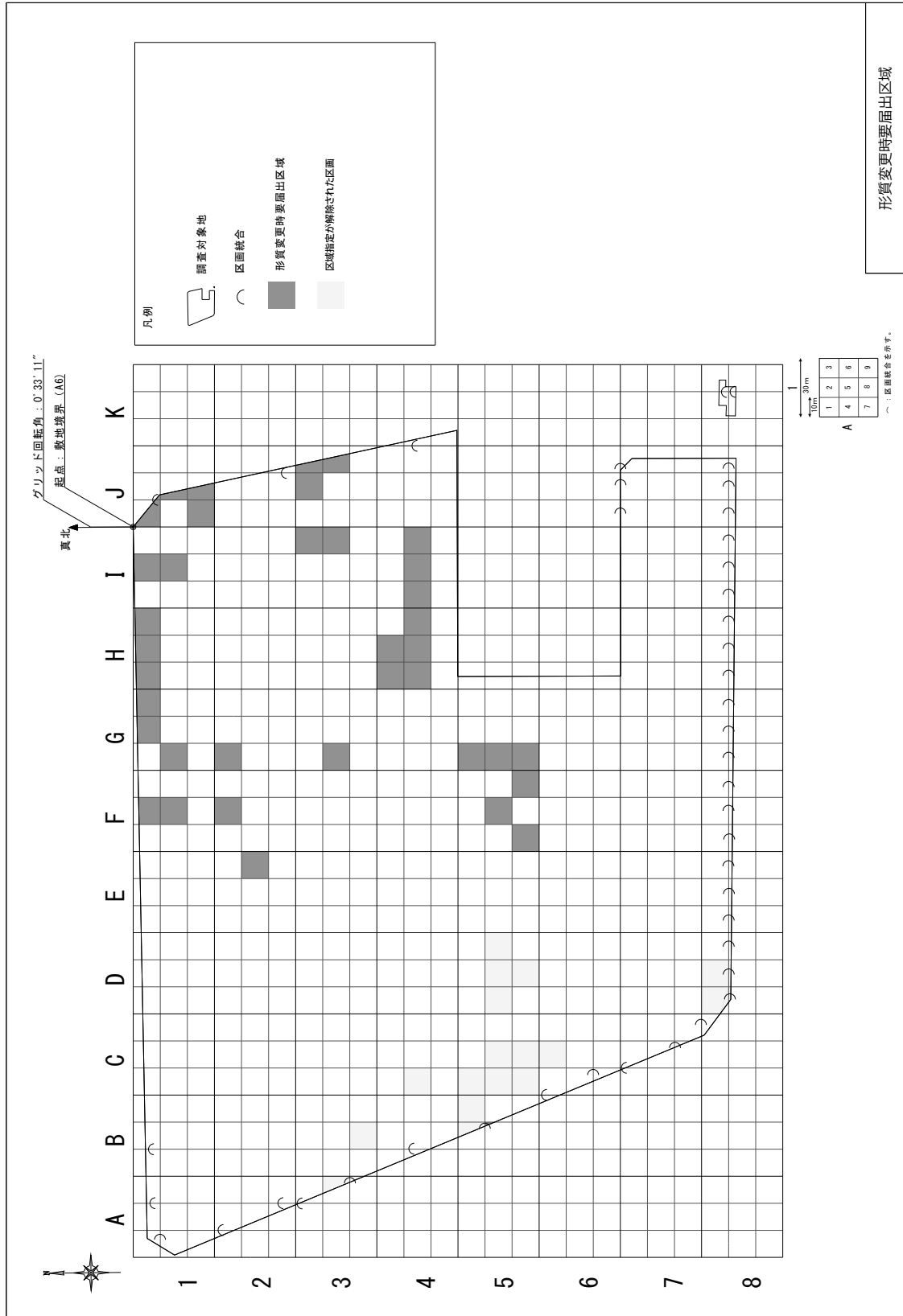
堺市告示第36号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項に基づき、令和2年堺市告示第312号により指定した区域の指定の一部を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年1月29日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定解除する形質変更時要届出区域
堺市堺区大浜西町7番の一部（次頁図面参照）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去



堺市告示第37号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年1月29日

堺市長 永 藤 英 機

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

リグナイト株式会社

代表取締役社長 呉 美恵子

堺市西区築港新町二丁5番地

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

リグナイト株式会社

堺市西区築港新町二丁5番地

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 33号イ 縮合反応施設 5基

イ 能力

別表1のとおり

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表1のとおり

エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間

別表1のとおり

オ 使用時間の季節的変動

別表1のとおり

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値

別表1のとおり

キ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常量及び最大量

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 種類及び使用開始年月日

別表2のとおり

イ 構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表2のとおり

ウ 使用時間の間隔、1日当たりの使用時間及び使用時間の季節的変動

別表2のとおり

エ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値

別表2のとおり

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階

堺市環境局環境保全部環境対策課

(2) 期間

令和3年1月29日から同年2月19日まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

別表1

種類	33号イ 縮合反応施設 1基(1号缶)	33号イ 縮合反応施設 1基(5号缶)				
能力	フェノール樹脂 1,000kg/日	コールドピッチ 1,100kg/基回 フルアルデヒド 900kg/基回 フェノール樹脂 400kg/基回				
工事着手予定年月日	許可後すぐ	許可後すぐ				
工事完成予定年月日	工事着手後すぐ	工事着手後すぐ				
使用開始予定年月日	完成後すぐ	完成後すぐ				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	15日/月 24時間	15日/月 24時間				
使用時間の季節的変動	特になし	特になし				
使用時において 当該特定施設か ら排出される汚 水等の汚染状態 の通常の値及び 最大の値	区分	単位	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	-	4	4		
	生物化学的酸素要求量	mg/l	—	—		
	化学的酸素要求量	mg/l	160,000	160,000		
	浮遊物質	mg/l	N.D.	N.D.		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	N.D.	N.D.		
	窒素含有量	mg/l	N.D.	N.D.		
	燐含有量	mg/l	N.D.	0.1		
	フェノール類	mg/l	33,000	33,600		
	使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	m ³ /月	0.02※	0.03※	—	—

※ 汚水は全量焼却処理する。

種類	33号イ 縮合反応施設 1基(7号缶)	33号イ 縮合反応施設 2基(1号及び2号パイロット缶)				
能力	フェノール樹脂 1,000kg/日	フェノール樹脂 70kg/基回				
工事着手予定年月日	許可後すぐ	許可後すぐ				
工事完成予定年月日	工事着手後すぐ	工事着手後すぐ				
使用開始予定年月日	完成後すぐ	完成後すぐ				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	20日/月 24時間	3～4日/月 不定期				
使用時間の季節的変動	特になし	特になし				
使用時において 当該特定施設か ら排出される汚 水等の汚染状態 の通常の値及び 最大の値	区分	単位	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	-	4	4	4	4
	生物化学的酸素要求量	mg/l	-	-	-	-
	化学的酸素要求量	mg/l	160,000	160,000	160,000	160,000
	浮遊物質	mg/l	N.D	N.D	N.D	N.D
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	N.D	N.D	N.D	N.D
	窒素含有量	mg/l	N.D	N.D	N.D	N.D
	燐含有量	mg/l	N.D	0.1	N.D	0.1
	フェノール類	mg/l	33,000	33,600	33,000	33,600
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	m ³ /月	1※	2※	0.02※	0.03※	

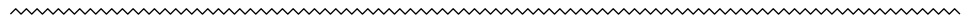
※ 汚水は全量焼却処理する。

別表2

使用開始年月日		平成31年1月10日		平成12年3月15日	
種類		活性汚泥処理装置		廃棄物焼却炉No.4	
構造		鉄筋コンクリート製		鋼製	
能力		80 m ³ /日		160 kg/h	
汚水等の処理の方法		活性汚泥法		燃焼分解処理	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間		連続24時間	
使用時間の季節的変動		特になし		特になし	
区分	単位	通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	水素イオン濃度	7	7	7	7
	生物化学的酸素要求量	-	-	-	-
	化学的酸素要求量	33	25	54	40
	浮遊物質	17	10	70	34
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	N.D	N.D	N.D	N.D
	窒素含有量	18	18	27	27
	炭素含有量	0.6	0.6	1	1
	フェノール類	5	N.D	9	N.D
	使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の値及び最大の値	74	71	74	71
		1.35		1.84	

別表3

排水口名		No.1	
項目	単位	通常	最大
水素イオン濃度	-	7	8
生物化学的酸素要求量	mg/l	12	18
化学的酸素要求量	mg/l	12	18
浮遊物質	mg/l	4	19
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	N.D	N.D
窒素含有量	mg/l	7	10
燐含有量	mg/l	0.2	0.3
フェノール類	mg/l	N.D	N.D
排水水の量	m ³ /日	204	272



堺市告示第38号

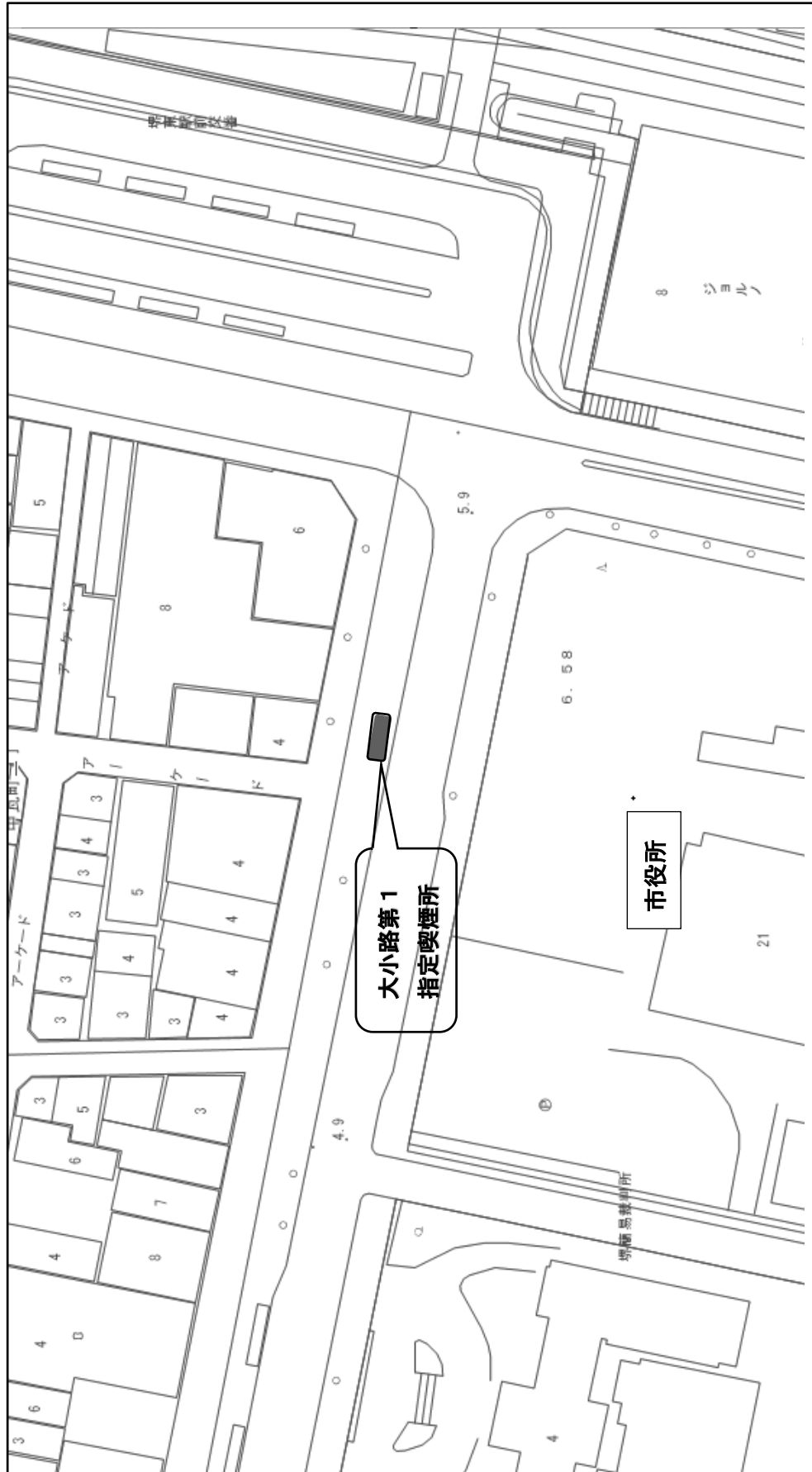
堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例（平成21年条例第26号）第21条第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり路上喫煙等禁止区域における喫煙所を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年1月29日

堺市長 永 藤 英 機

名 称	位 置
大小路第1指定喫煙所	堺区中瓦町2丁29番地先のうち別図で示す部分

別図（大小路第1指定喫煙所）



堺市告示第39号

平成31年2月22日付けで認定した府道堺大和高田線北花田口高架橋高架下占用計画について、下記のとおり占用計画を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第39条の6第4項において準用する同法第39条の5第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年1月29日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 占用計画の変更認定日
令和3年1月29日
- 2 変更認定後の有効期間
令和元年5月10日（占用開始日）から令和3年3月31日まで
- 3 道路の占用の場所
堺市堺区南田出井町一丁地内（府道堺大和高田線北花田口高架橋高架下の一部）
- 4 変更認定計画提出者
大和ハウスパークینگ株式会社
代表取締役 中前 隆志

堺市告示第40号

堺市西区役所市民課窓口業務等委託業務契約において総務手数料（戸籍・住民基本台帳等手数料及び納税証明等発行手数料）の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年1月29日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 委託する歳入の種類 総務手数料（戸籍・住民基本台帳等手数料及び納税証明等発行手数料）
- 2 委託する期間 令和3年2月1日から令和6年1月31日まで
- 3 受託者の所在地及び名称
所在地 大阪府大阪市西区土佐堀2-2-17
名 称 富士ゼロックスシステムサービス株式会社
公共事業本部 関西支店
代表者 支店長 足立 孝之

公 告

堺市公告第65号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月29日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
堺市乗合タクシー運行業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
建築都市局交通部公共交通課

- 3 落札者を決定した日
令和2年12月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
大阪第一交通株式会社
代表取締役 井上 道人
堺市堺区神南辺町1丁45番地1
- 5 落札金額
1便1台当たり¥3,100円（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和2年10月20日

~~~~~

堺市公告第66号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき認定をしたので、同条第6項の規定により、その旨を次のとおり公告するとともに縦覧に供する。

令和3年1月29日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 認定年月日及び認定番号 令和3年1月14日 第E-18号
- 2 対象区域 堺市南区高倉台4丁3-1
- 3 縦覧場所 堺市役所高層館13階  
建築都市局開発調整部建築安全課

~~~~~

堺市公告第67号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月29日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市南区片蔵41番11及び43番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市南区和田東901番地1 ヴィレヂ泉ヶ丘303号

中井 充

大阪府堺市南区和田東901番地1 ヴィレヂ泉ヶ丘303号

中井 雪乃

~~~~~

## 堺市公告第68号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月29日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 開発区域

堺市中区福田163番1及び163番7から163番21まで

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市南区逆瀬川937番地39

田中 烈

## 上下水道局管理規程

堺市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程を公布する。

令和3年1月29日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第2号

### 堺市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程

堺市上下水道局職員就業規則（昭和44年水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項及び第24条第1項中「出勤簿に」の次に「署名し、若しくは」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 農業委員会告示

堺市農業委員会告示第1号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年1月29日

堺市農業委員会

会長 檀 野 隆 一

## [日時]

令和3年2月4日（木）午後1時30分

## [場所]

市役所高層館12階 農業委員室

## [付議すべき事項]

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他